

森林の土地の権利を

移転する場合は届け出ましょう

～岐阜県水源地域保全条例と森林法による所有者届出について～

個人・法人を問わず、森林の土地の権利を移転する場合は、面積に関わらず届け出をしなければなりません。

■自分の森林の土地が、指定した水源地域内の土地なのか、地域森林計画対象森林なのかどうかを知りたい人は、市役所農林水産部林務課（☎67-2121）までお問い合わせください。

また、これらの届け出の詳細については、郡上市ホームページ（各課からのお知らせ→林務課→「森林の土地の所有者届出制度について」「岐阜県水源地域保全条例に基づく届出について」）をご覧ください。

	岐阜県水源地域保全条例による所有者届出	森林法による所有者届出
目 的	水源地域の保全のための適正な土地利用	森林の土地の所有者を把握するため
届出の対象となる土地	指定した水源地域内の土地	地域森林計画対象森林
届出の対象となる行為	土地の所有権、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃借権の移転または設定に係る契約を締結する場合	売買、相続、贈与などにより、森林の土地の所有権を移転した場合
届 出 者	土地所有者など土地に関する権利をお持ちの人（売り主）	新たに土地所有者となった人
届 出 日	土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前まで（事前届出）	所有者となった日から90日以内（事後届出）
届 出 先	岐阜県知事 ※岐阜県郡上農林事務所 林業課林務係 （☎67-1111）	郡上市長 ※郡上市役所 農林水産部林務課 （☎67-2121）
罰 則	無届・虚偽の申告等～5万円	無届・虚偽の申告等～10万円
届出の対象時期	平成25年10月31日以後に締結しようとする土地売買等の契約から	平成24年4月1日から

※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出との関係

この届け出をした場合は、森林法による所有者届出は不要です。ただし、指定した水源地域内の土地の売買契約の場合は、岐阜県水源地域保全条例による所有者届出が必要となります。未届の土地がある場合は、届出日を過ぎていても受け付けますので、届け出を提出してください。

☎ 農林水産部林務課 ☎ 67-2121